

「北部振興事業制度（公共）の見直し」について

平成 16 年 1 1 月 3 0 日
北部振興協議会並びに移設先及び
周辺地域振興協議会合同会議申合せ

北部振興事業制度（公共）に関し、制度の円滑かつ効率的・効果的な活用を図り、さらなる地域の振興・発展に資する事業を実施するため、平成 17 年度以降下記の方角で制度の見直しを図ることとする。

当該見直しの実現に向けて、内閣府は、17 年度予算編成過程において、必要な調整に努めることとする。

記

- 1 北部 12 市町村は、国・県と連携して、成果目標等を設定した複数年度にわたる事業計画を策定し、北部振興協議会並びに移設先及び周辺地域振興協議会に報告を行う。その際に、北部 12 市町村は、魅力あふれる北部地域観光の形成、災害に強いまちづくりなど自由にテーマを決定する。
- 2 北部 12 市町村は、複数年度 of 事業計画を前提とし、自らの裁量により毎年度の事業計画を策定することとする。国は、毎年度の事業計画に対する関与を最小限に止めるものとする。
- 3 北部 12 市町村は、事業期間終了後、成果目標等の達成状況进行评估し、国に報告を行う。
- 4 事業計画を推進し、成果目標を達成するうえにおいて、予算を効率的に活用するために必要な措置を講ずる。